

定期受付 建設工事 F A Q 書類の添付（アップロード）編

問い合わせ先

- ① ヘルプデスク TEL 06-4400-5180
- ② 大阪府 契約局 総務委託物品課 総務・資格審査グループ（資格審査担当）
TEL 06-6944-6429 / 06-6944-6803

No	分類	Q	A
1	添付書類全般	添付書類はいつまでに添付（アップロード）しなければいけませんか？	・電子申請後、すみやかにしてください。 ・添付書類に補正指示があった場合もすみやかに補正し添付（アップロード）してください。 ・なお、添付期限は、令和8年12月18日（金曜日）です。
2	添付書類全般	書類の添付（アップロード）が遅れた場合、電子申請が無効になりますか？	・電子申請後すみやかに書類の添付ができなかった場合でも、ただちに電子申請が無効になることはありません。 ・ただし、添付期限（Q 1 参照）までに書類の添付がない場合は、電子申請は無効となります。
3	添付書類全般	添付書類は、取得できた書類から順次添付（アップロード）すればよいか、全ての書類が揃ってからまとめて添付（アップロード）した方がよいかどちらですか？	・どちらでも構いません。
4	添付書類全般	証明書関係の書類は、いつ以降の日付で取得した証明書を添付（アップロード）すればよいですか？	・電子申請システム上で添付する時点で、証明書の発行後3カ月以内のものを添付（アップロード）してください。
5	府税	府税の納税証明書はどこで取得できますか？	・大阪府の各府税事務所で取得できます。 ・「府税事務所の所在地一覧」を参考に最寄りの府税事務所で証明書の交付請求を行ってください。
6	府税	府税の納税証明書はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	・「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありませぬ。」と記載された証明書を取得してください。 ・証明書の「住所又は所在地」は、大阪府内のものとしてください。
7	府税	府税の納税証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？	・申請日時点で府税の全税目に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。
8	府税	府税の納税証明書の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	・請求事項は「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」、徴収金の種類は「全税目」で請求してください。
9	府税	府税を分割納付しているので、「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明を受けられないのですが、どうすればよいですか？	・証明書の添付（アップロード）ができない場合は、申請の受付ができませんので、府税の完納後に申請を行ってください。
10	府税	大阪府内の営業所を新設したばかりでも、府税の納税証明書は取得できるのですか？	・府税事務所に法人設立等申告書を提出すれば、納税証明書は発行されます。 ・詳細は、最寄りの府税事務所へ問い合わせてください。
11	消費税	消費税及び地方消費税の納税証明書はどこで取得できますか？	・本店管轄の税務署で取得できます。 ・「税務署の所在地一覧」へのリンクを載せていますので、該当する税務署で証明書の交付請求を行ってください。
12	消費税	消費税及び地方消費税はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	・消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は「その3」（「その3の2」「その3の3」でも可）を取得してください。 ・電子納税証明書でも可としています。
13	消費税	消費税及び地方消費税の証明書はいつの年度分	・申請日時点で消費税及び地方消費税に未納がないこと

		について証明書を取得すればよいですか？	の証明が必要ですので、年度の選択は不要です。
14	消費税	消費税及び地方消費税の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	・証明書の種類は「その３」、証明を受けようとする税目は「消費税及び地方消費税」を選択して請求してください。 ・なお、下記の証明書の様式でも受付できます。 個人事業主の場合：証明書の種類「その３の２」 法人の場合：証明書の種類「その３の３」 ・定期申請の案内に記入例を載せていますので、参照してください。
15	消費税	消費税及び地方消費税の免税事業者でも証明書を取得してこなければいけないのですか？	・免税事業者であっても証明書は発行されます。 ・詳細は、本店管轄の税務署へ問い合わせてください。
16	消費税	消費税及び地方消費税を分割納付しているので、「その３」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？	・証明書の添付（アップロード）ができない場合は、申請の受付ができませんので、消費税及び地方消費税の完納後に申請を行ってください。
17	消費税	消費税及び地方消費税の証明書に、納期限が未到来の未納の税額について記載されていますが、この納税証明書で受付をしてもらえますか？	・電子申請システムに書類を添付した時点で当該未納税額の納期限が過ぎていなければ受付できます。 ・電子申請システムに書類を添付した時点で納期限が過ぎる場合は、完納後の納税証明書を再度取得していただくか、当該未納が納付されたことが確認できる書類（払込通知書の PDF 等）を併せて添付してください。
31	消費税	消費税及び地方消費税の証明書を電子納税証明書で取得したのですが、これを消費税及び地方消費税の納税証明書の代わりとすることはできますか？	・電子納税証明書は可としています。、ただし、電子納税証明書（XTML ファイル）は、納税証明書として使用できないとされているため、不可となります。
18	消費税	開業したばかりでも、消費税及び地方消費税の納税証明書は取得できるのですか？	・本店管轄の税務署に法人等の開設届を提出し、消費税及び地方消費税について未納の額が無ければ、納税証明書の様式その３は発行されます。 ・詳細は、税務署へ問い合わせてください。
19	障害者雇用状況報告書	ハローワークに報告書を提出した際に、受付印を受領していないのですが、どうすればよいですか？	・ハローワークに提出したものであれば、受付印が押印されていなくても構いませんので添付（アップロード）してください。
20	障害者雇用状況報告書	障害者手帳の添付（アップロード）は必要ですか？	・障害者手帳の添付（アップロード）は必要ありません。
21	環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムの登録証・認証書は、いつ時点で有効なものを添付（アップロード）すればよいですか？	・令和９年１月３１日時点で有効なものを添付（アップロード）してください。
22	仮受付	仮受付申請【パターン１】として「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写しを添付（アップロード）する場合、書類のどの部分を添付（アップロード）すればよいですか？	・下記の書類を添付（アップロード）してください。 ①表紙（知事許可のみ） ②様式第二十五の十四（申請書の１枚目）
23	仮受付	経審の申請中であつたため、仮受付申請【パターン１】として「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写しを添付（アップロード）しましたが、その後、経審の通知書を取得しました。この場合、経審の通知書を改めて添付（アップロード）する必要がありますか？	・「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写しを添付（アップロード）した場合、経審の通知書を改めて添付（アップロード）する必要はありません。 ・ただし、経審の通知書を取得後、電子申請システムの「経営事項審査結果通知日の再申請」をしていただく必要があります。
24	仮受付	経審の申請中であつたため、仮受付申請【パターン１】として申請しましたが、大阪府に書類を添付（ア	・仮受付申請【パターン１】で書類を添付（アップロード）する前に、最新の有効な経審の通知書を取得した場合

アップロード）する前に、経審の通知書を取得しました。この場合、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」を添付（アップロード）する必要はありますか？

は、経審の通知書を添付（アップロード）してください。この場合は、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」を添付（アップロード）していただく必要はありません。